

令和5年9月22日

保護者様

南牧村立南牧南小学校長 栗林 幸治

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染したことを受け、学校より、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止を指示します。なお、発症した翌日を第1日目として5日の期間ですのでご注意ください。お子様の病気の悪化を予防し、他の児童生徒への感染を防止するための措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

学校保健安全法施行規則の規定により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。出席停止期間は、学校を休んでも欠席日数にはなりません。

なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について医師等の診察を受ける必要はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症が軽快し登校する時は、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

なお、発症日から10日間は感染の恐れがありますので、出席停止期間の基準を満たした場合でも、登校する際は感染症対策にご協力をお願いします。

年 児童氏名

発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）					令和 年 月 日			
受診した医療機関名								
医療機関受診日					令和 年 月 日			
医師より療養が必要とされた期間					令和 年 月 日まで			
発症日0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	かつ	症状軽快0日目	1日目
/	/	/	/	/	/		/	/

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

※無症状の場合は、「医療機関での検体採取日」を「発症日」欄に記入すること。

令和 年 月 日

保護者氏名

コロナウイルス感染症出席停止期間

登校する際に、下の表を参考にしてください。

●出席停止期間●

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

有症状の場合、症状が出始めた日を0日目とする。

症状軽快後1日経っていても、症状が出始めてから5日間を経過していなければ、登校してはいけません。

・・・有症状の場合・・・

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後6日経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後4日目に症状軽快							登校OK	
発症後5日目に症状軽快							登校OK	
発症後6日目に症状軽快								登校OK

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状(咳など)が改善傾向であること

※症状が出始めてから10日目まではマスク着用が推奨されます。

症状が出始めてから5日間が経っていても、症状軽快後1日を経過していなければ、登校してはいけません

無症状の場合、検査をした日を0日目とする。

・・・無症状の場合・・・

例	検査日	検査後5日間(出席停止期間)					検査後6日経過
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
無症状							登校OK

途中から症状が出てきた場合は、有症状の場合の対応に移行します。その時も、症状が軽快して1日経っていなければ、登校してはいけません。

症状が軽快してから
1日



症状が出てから(検査してから)
5日